

居宅介護支援事業所（介護保険法第79条）

居宅介護支援事業者とは、介護のケアマネジメント事業を行う者として、都道府県知事に申請を行い、その指定を受けたものをいいます。通称「居宅」と呼ばれる事業所には、介護支援専門員（ケアマネジャー）が常勤し、要介護者（要介護者・要支援者）からの相談に応じて、その心身の状況等に応じた適切な居宅サービス、地域密着サービス、施設サービス、介護予防サービスまたは地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、サービス提供事業者との連絡調整を行っています。

居宅介護支援事業所 太陽の家（三重県指定事業所番号： ）

要介護認定の手順

1. 申請書に介護保険被保険者証を添えて鈴鹿亀山地区広域連合へ申請する
2. 広域連合は申請のあった被保険者を面接し、心身の状況等について調査する
3. 広域連合は②の結果を介護認定審査会に通知、審査・判定を求める
4. 介護認定審査会は③の審査・判定を行い、結果を広域連合に通知する
5. 広域連合は④の通知を受け要介護認定を行い、その結果を被保険者に通知する。

居宅介護支援事業者は、要介護認定の申請を代行したり、住宅改修、福祉用具のレンタルなどの申請代行やアドバイスを行います。

また、要介護者がサービスの利用を決定された場合には、利用サービスに応じた介護計画（ケアプラン）の作成を行います。

また、ケアマネジャーは要介護者の身体的状況に応じたケアプランの作成に伴い、必要なサービスが適切に提供されているかを確認し、不適切な場合には要介護者、ご家族の意向を組み入れて新たなプランの作成、別のサービスの検討・アドバイスを行います。

これら一連の業務に際して、ケアマネジャーへ支払う利用者負担金はありません。

ケアマネジャーは、高齢者にまつわる問題等に関するアドバイザー的な役目を担っています。お気軽にお問い合わせください。

指定居宅介護支援事業所 太陽の家専用回線 電話番号（059）383-8889